

# エコアクション21審査人倫理委員会規程

財団法人 地球環境戦略研究機関 持続性センター

エコアクション21認証登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21審査人倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 倫理委員会は、次の事項を審議する。

- (1)エコアクション21審査人資格の一時停止
- (2)エコアクション21審査人資格の取消
- (3)エコアクション21審査人資格の一時停止又は取消に対する異議
- (4)その他エコアクション21審査人の資格に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 倫理委員会はエコアクション21審査人認定委員会及びエコアクション21判定委員会の委員の内から6名以内を選任して構成し、財団法人地球環境戦略研究機関 エコアクション21中央事務局長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（倫理委員会の開催）

第5条 倫理委員会は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターエコアクション21中央事務局長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 倫理委員会は、必要に応じて開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の4名以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（規程の改廃）

第7条 本規程は、運営委員会において、委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成19年 4月17日 制定施行
- 2 平成20年 7月 1日 一部改正
- 3 平成21年 7月 1日 一部改正